

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第341号)
規制の名称	米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある行為に対する航空法の適用
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省航空局安全部安全企画課
評価実施時期	令和3年12月22日
事前評価時の想定との比較	事前評価時点では、空港に離着陸しようとする航空機に向かってレーザー光を照射する等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が増加していたことから、航空安全の確保のため、航空法施行規則の一部改正により、航空機の飛行に影響を及ぼす行為として空港周辺で航空機に対しレーザー光を照射する等の行為を規制するとともに、本政令改正により、米軍の航空機に対しても、同様の規制を適用することとした。 規制の事前評価後も、米軍機等に対するレーザー光の照射等の事案は一定数発生しており、また、レーザー照射を強制的に防止するような技術も開発されていないことから、当該行為を禁止する規制が必要である社会的情勢に変化はなく、当該行為をする者に対する規制による牽制効果を引き続き持たせることが必要である。仮に、「当該規制の継続は不必要」として米軍機へレーザー照射を行う行為を禁止する規制が撤廃された場合、米軍機に対しては当該行為が許容され得るのかという反対解釈が惹起され、今よりも更に状況を悪化させるおそれがあることから、安全対策を推進する姿勢を変更することなく継続して実施していく必要があると言える。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時は、遵守費用として航空法第99条の2(現行第134条の3)に規定する許可を得るための申請に係る費用を想定していたところ。米軍機の活動に脅威をもたらすおそれがあることから、米軍機の飛行に影響を及ぼす可能性のある行為を行うための当該許可申請件数及びそれに係る遵守費用は公表しないが、費用は軽微である。
(行政費用)	事前評価時は、行政費用として、航空法第99条の2(現行第134条の3)に規定する許可にかかる費用を想定していたところ。米軍機の活動に脅威をもたらすおそれがあることから、米軍機の飛行に影響を及ぼす可能性のある行為を行うための当該許可申請件数及びそれに係る行政費用は公表しないが、費用は軽微である。
(効果)	航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について抑止力を確保することにより、米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害を未然に防ぐものであることから、当該規制により未然に防止された行為の件数と、それによる国民の生命・財産の安全確保の効果を定量的に把握することは困難であるが、本規制の導入により、航空機に対しレーザー光を照射する等の行為が法的にも明確に禁止されたことが広く周知され、米軍機等に対しレーザー光の照射を行おうとする者に対する牽制・抑止効果を発揮していると考えられる。
(便益(金銭価値化))	当該規制の新設の効果を定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見られなかった。
考察	本規制の導入後、社会経済情勢等の変化による影響は生じておらず、また、事前評価時に想定した課題は継続していることや、本規制の導入に伴い発生した費用は、機微な情報になり得ることから具体的に公表することができないものの、事前評価時の想定とかがい離しておらず、軽微であること、副次的な影響及び波及的な影響も発生していないこと、便益について定量化および金銭価値化することは困難であるが米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害の未然防止に資すること等から本規制を継続することが妥当である。
備考	航空法第99条の2は、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第38号)により、航空機に加え無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を合わせて規制する観点から航空法第134条の3として新たに規定されている。これにより、「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止」は航空法特例法第3項による適用除外対象ではなくなり、航空法特例法施行令から航空法第99条の2は削除されている。